

# 岐阜県公報

第二千八百三十一号  
平成二十九年三月十七日

(金曜日)

## 目次

### 告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課) 一四三  
(同) 一四四

### 選挙管理委員会告示

施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定  
最高裁判所裁判官国民審査執行規程の一部改正

(選挙管理委員会) 一四五  
(同) 一四五

### 公 示

落札者等に関する公示  
大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
基本測量の終了  
公共測量の終了  
土地改良区役員の退任  
土地改良区の定款の変更認可  
落札者等に関する公示

(健康福祉政策課) 一四六  
(商業・金融課) 一四七  
(用地課) 一四九  
(同) 一五〇  
(揖斐農林事務所) 一五〇  
(可茂農林事務所) 一五〇  
(会計課) 一五一

## 告 示

岐阜県告示第百二十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類 | 路線名    | 区 間                           | 区域敷地の幅員(メートル)  | 延長(メートル) | 備考 |
|-------|--------|-------------------------------|----------------|----------|----|
| 一般国道  | 四百七十一号 | 高山市奥飛驒温泉郷一重ケ根字どぶけ原二五三四番二二地先地内 | 前 二・九<br>後 三・九 | 七〇       |    |

岐阜県告示第百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間岐阜県土整備部道路維持

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 |    | 路線名   |  | 区 間                   |                       | 区域変更前後 |   | 敷地の幅員      |            | 延長    |       | 備考 |  |
|------|----|-------|--|-----------------------|-----------------------|--------|---|------------|------------|-------|-------|----|--|
| 一般   | 国道 | 三百六十号 |  | 飛騨市宮川町打保字池ノ本九六八番二地先から | 同 市同 町同 字同 九七八番一 地先まで | 後      | 前 | 六・二<br>五・〇 | 六・二<br>九・〇 | 三・四・二 | 三・四・二 |    |  |

岐阜県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 |  | 路線名 |  | 区 間                       |                   | 区域変更前後 |   | 敷地の幅員      |            | 延長     |        | 備考 |  |
|------|--|-----|--|---------------------------|-------------------|--------|---|------------|------------|--------|--------|----|--|
|      |  |     |  | 郡上市高鷲町大字大鷲字湯の平二九二五番一 地先から | 同 市同 町同 大字同 七地先まで | 後      | 前 | 六・二<br>三・九 | 五・〇<br>七・一 | 一・六七・五 | 一・六七・五 |    |  |

高 惣 鷲 則 線

| 道の種類 |  | 路線名   |  | 区 間                       |                     | 延長 |   | 供用開始の期日     |             | 備考    |       |
|------|--|-------|--|---------------------------|---------------------|----|---|-------------|-------------|-------|-------|
| 県道   |  | 高惣鷲則線 |  | 郡上市高鷲町大字大鷲字エビス峠二九五二番七地先から | 同 市同 町同 大字同 一〇字地先まで | 後  | 前 | 六・二<br>一・四六 | 六・二<br>一・四六 | 三・六・二 | 三・六・二 |
|      |  |       |  | 郡上市高鷲町大字大鷲字奥小二声三〇三〇番八地先から | 同 市同 町同 大字同 四地先まで   | 後  | 前 | 九・一<br>二・六  | 七・二<br>九・六  | 七・五   | 七・五   |

岐阜県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道の種類 |  | 路線名   |  | 区 間                   |                        | 延長 |   | 供用開始の期日       |               | 備考           |              |
|------|--|-------|--|-----------------------|------------------------|----|---|---------------|---------------|--------------|--------------|
| 県道   |  | 可土児岐線 |  | 土岐市泉町久尻字丸石一四五九番四〇地先から | 同 市同 町同 字同 一五四九番二九地先まで | 後  | 前 | 二・四九<br>三・三・七 | 二・四九<br>三・三・七 | 平成<br>二七・三・二 | 平成<br>二七・三・二 |

### 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

| 名                          | 称        | 所             | 在 | 地 |
|----------------------------|----------|---------------|---|---|
| 社会福祉法人井ノ口会<br>ホームあんの里      | 特別養護老人   | 岐阜市別松二丁目10番地  |   |   |
| 社会福祉法人香徳会<br>ふせきこもれび       | 特別養護老人ホー | 関市肥田瀬4027番2   |   |   |
| 社会福祉法人恵雄会<br>社会向け住宅ハートウイング | サービステキ高  | 恵那市若村町2453番地5 |   |   |

岐阜県選挙管理委員会告示第十九号

最高裁判所裁判官国民審査執行規程（昭和三十七年岐阜県選挙管理委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

第一条中「審査に付される裁判官の氏名等の」を削る。

第七条第一項中「第三十一条」を「第二十八条」に改め、同条を第八条とする。

第六条を第七条とする。

第五条中「掲示」を「第二条第一項及び第二項並びに第三条の掲示（次条において「掲示」という。）」に、「はりかえなければ」を「張り替えなければ」に改め、同条を第六条とする。

第四条の見出しを「氏名等の掲示の修正等」に改め、同条中「第二十三条」を「第二十条第一項」に、「審査に付される裁判官に関する部分をまつ消す」を「氏名等の掲示から審査を行わないこととなつた者の掲示事項を消除する」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第五条とする。

2 市町村委員会は、令第二十条第二項の規定により氏名等の掲示に掲載している審査に付される裁判官の氏名を変更するときは、当該変更部分を朱線で修正しなければならない。

第三条の見出し中「掲示」を「氏名等の掲示」に改め、同条中「第二十条」を「第十九条第一項」に、「掲示の」を「氏名等の掲示の」に改め、同条を第四条とする。

第二条中「掲示」を「氏名等の掲示」に、「別記様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第三条とし、同条の前に次の一条を加える。

（退官等の掲示）  
第二条 法第十四条の二第三項の投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示は、別記第一号様式に準ずるものとする。

2 法第十四条の二第四項において読み替えて準用する同条第三項の投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に氏名に変更が生じた者がある旨の掲示は、別記第二号様式に準ずるものとする。  
別記様式を次のように改める。

別記

第一号様式(第一条関係)

何市(町)(村)選挙管理委員会  
 投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のうち次の者は審査に付される裁判官とならなかつた旨の通知があつたため審査を行わない。

|        |
|--------|
| 裁判官の氏名 |
|--------|

注 氏名には、ふりがなをつけること。

別記第一号様式の次に次の二様式を加える。

第二号様式(第一条関係)

何市(町)(村)選挙管理委員会  
 投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のうち次の者は氏名に変更が生じた旨の通知があつた。

|            |            |
|------------|------------|
| 変更前の裁判官の氏名 | 変更後の裁判官の氏名 |
|------------|------------|

注 氏名には、ふりがなをつけること。

第三号様式(第三条関係)

何市(町)(村)選挙管理委員会  
 審査に付される最高裁判所裁判官

| 氏名 | 任命された年月日 | その他 |
|----|----------|-----|
|    |          |     |
|    |          |     |
|    |          |     |

注1 氏名には、ふりがなをつけること。

注2 その他の欄には、最高裁判所裁判官国民審査法施行規則第五条の規定により中央選挙管理会が定める事項を記載すること。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成七年岐阜県規則第百二十号)第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調査物品等の名称及び予定数量 岐阜県健康科学センターで使用する電気 2,418,000kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成28年12月7日

4 落札者を決定した日 平成29年1月20日

5 落札者の住所及び氏名 東京都港区芝公園二丁目6番3号

株式会社エネット

代表取締役 武田 勉

6 落札金額 32,928,927円

7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

(1) 部署の名称 岐阜県保健環境研究所総務課管理調整係

(2) 所在地 各務原市加不動一丁目1番地

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂

三 建物の名称及び所在地

アル・プラザ鶴見

大垣市鶴見町字上渡瀬六四一番地の二 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の住所

(変更前) 滋賀県彦根市小泉町三一番地

(変更後) 滋賀県彦根市西今町一番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外三〇者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外二十八者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和堂 ノースウエスト店  
大垣市熊野町字石橋二八五番地一 外  
変更した事項

四 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大垣市高屋町一丁目五六番地

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤正行

大垣市高屋町一丁目五六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外七者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外七者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤナゲン

三 建物の名称及び所在地

平和書店 TSUTAYA ノースウエスト店

大垣市熊野町字石橋三二二番地 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 小山秀雄

大垣市高屋町一丁目五六番地

(変更後) 株式会社ヤナゲン 代表取締役 遠藤正行

大垣市高屋町一丁目五六番地

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイレクトショップ 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市佐和町一六一五 外一者

(変更後) 株式会社ダイレクトショップ 代表取締役 西村公一

滋賀県彦根市西今町一番地 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び揖斐県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十九年三月三日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社平和堂 外一者

三 建物の名称及び所在地

平和堂 大野店

揖斐郡大野町大字黒野字上柿の木二番地の一 外

四 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外一者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外一者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市小泉町三一番地 外八者

(変更後) 株式会社平和堂 代表取締役 夏原平和

滋賀県彦根市西今町一番地 外九者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十九年三月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び中濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田

肇

一 届出年月日

平成二十九年三月七日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社サン・ストラッセ

三 建物の名称及び所在地

マーゴ・ウエスト

関市倉知字会所前八〇五番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前)(仮称)マーゴ・ウエストタウン

(変更後)マーゴ・ウエスト

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ニトリ 代表取締役 白井 俊之 外二者

東京都北区神谷三丁目六番二〇号

(変更後) 株式会社ニトリ 代表取締役 白井 俊之 外二者

東京都北区神谷三丁目六番二〇号

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつた。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古 田

肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（精密水準測量及び地盤沈下調査水準測量）

三 作業期間

平成二十八年六月十三日から

平成二十九年二月二十四日まで

四 作業地域

大垣市、羽島市、羽島郡岐南町、羽島郡笠松町、養老郡養老町、不破郡垂井町及び安八郡安八町

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（電子基準点現地調査）

三 作業期間

平成二十八年六月十三日から

平成二十九年二月二十四日まで

四 作業地域

高山市、中津川市、飛騨市、下呂市、加茂郡白川町及び大野郡白川村

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所

二 作業種類

公共測量（河川測量）

三 作業期間

平成二十八年十一月七日から

平成二十九年二月二十八日まで

四 作業地域

多治見市及び土岐市

土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 肇

退任した役員

| 土地改良区名    | 退任年月日   | 役名 | 氏名    | 住居         | 所     |
|-----------|---------|----|-------|------------|-------|
| 揖西用水土地改良区 | 平成二九年三月 | 理事 | 渡邊 信行 | 揖斐郡池田町上田   | 六四番地  |
| 同         | 同       | 同  | 高崎 昭夫 | 安八郡神戸町大字横井 | 二〇六番地 |

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。



平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 謙

|         |           |
|---------|-----------|
| 土地改良区名  | 認可年月日     |
| 可児土地改良区 | 平成二九・三・一七 |

落札者並びに買主の公表

岐阜県の委託業務又は特定役務の調達手続の契約を定める規程（平成二十七年岐阜県規程第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びに買主の公表をする。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 謙

- 1 調達物品の名称及び数量 岐阜県警察本部庁舎で使用する電気 2,671,000kWh
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成28年12月20日
- 4 落札者を決定した日 平成29年2月1日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
丸紅新電力株式会社  
代表取締役 西山 大輔

6 落札金額 51,404,630円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

落札者並びに買主の公表

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者並びに買主の公表をする。

平成二十九年三月十七日

岐阜県知事 古田 謙

- 1 調達物品の名称及び予定数量 無鉛ハイオクガソリン 76,000 L  
無鉛レギュラーガソリン 553,000 L  
軽油 30,000 L

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成28年12月28日

4 落札者を決定した日 平成29年2月9日

5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町十丁目1番

日通商事株式会社岐阜営業センター

所長 小山 栄喜雄

6 落札金額 79,810,020円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係

(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成二十九年三月十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社